

議案第 1 1 5 号

財産の無償貸付けについて（旧起し太鼓会館跡地）

次のとおり、財産を無償貸付けすることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 9 月 2 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

1 貸付けする財産の種類 土地及び建物

2 所在及び数量

土地

所在地	現況地目	面積
飛驒市古川町朝開町 1 3 1 5 番地	宅 地	1 5 9 9 . 1 7 m <sup>2</sup>
飛驒市古川町朝開町 1 3 1 6 番地	宅 地	5 4 8 . 0 0 m <sup>2</sup>

建物

所在地	構造	面積
飛驒市古川町朝開町 1 3 1 5 番地	木造瓦葺平屋建て	2 0 2 . 2 7 m <sup>2</sup>
	木造瓦葺平屋建て	1 3 . 2 2 m <sup>2</sup>

- 3 貸付けの相手方 岐阜県飛騨市古川町朝開町1315番地  
地場産市場ひだ合同会社  
代表社員 中家 久和
- 4 無償貸付けの理由 前賃貸借契約者である㈱グリーンポケット飛騨からの  
申し出により平成28年8月31日をもって農産物販売  
を主とする営業が終了した。営業終了の事前告知が十分  
でないことから生産農家は混乱しており事態収束を図る  
ため、緊急措置として無償貸付けするものである。
- 5 無償貸付期間 議決の日から平成29年3月31日